

トータルコンサルティングオフィス

税理士平本事務所ニュース

編集・発行人 税理士 平本 祐一

事務所 水戸市宮町 2-3-102
〒310-0015 梅善ビル 2・3階
TEL 029 (226) 0865 FAX 029 (226) 0793
E-mail topassis@js6.so-net.ne.jp
http://hiramoto-office.com/

税理士の独り言

一瞬で当時の自分に出会える魔法があります。空しさに覆われた時に心の空間を埋めてくれたり、明日の希望であったり、心に訴える言語でもあります。

「音楽だけが世界語であり、翻訳される必要がない。そこにおいては魂が魂に働きかける」バッハの言葉です。仕事やスポーツ、人生や生命にもリズムがあります。心が偏るとリズムも乱れます。

「スタンド・バイ・ミー」「君の瞳に恋してる」「時間よ止まれ」「夢で逢えたら」。聴くたびに忘れられない思い出がよみがえり、当時の自分に出会えます。

私の書棚より

○二つの相反する立場で葛藤し、心が揺れ、分裂しかけている。その両方の片方を捨てるのではなく、むしろ二つを重ね合わせ、そのど真ん中の葛藤を生きて、創造的に生きる意味を見出していく。

○答えはいくつもあると気づくこと、そして、答えを求めて葛藤する過程の大切さに気づくこと、それが、人が生き続ける上でも大切な姿勢なのだと思います。

「コブのない駱駝」
きたやまおさむ著 岩波書店

税務アンテナ

□公的年金等の収入金額が400万円以下で、源泉徴収がされている場合、給与収入があっても、給与収入金額が85万円以下（令和2年分以後は75万円以下）であれば、確定申告は不要となります。

又、給与収入が2,000万円以下で、公的年金等の受給があっても、65歳未満の場合は、公的年金等の収入金額が90万円以下（令和2年分以後は80万円以下）、65歳以上の場合は、公的年金等の収入金額が140万円以下（令和2年分以後は130万円以下）であれば、確定申告は不要となります。

ただし、年金収入が400万円超または給与収入が2,000万円超の場合には、確定申告をしなければなりません。

□ふるさと納税制度は、地方自治体へ寄付をすることで所得税や住民税が減額されますが、確定申告をする必要がない会社員の場合には、5自治体以内の寄付であれば、ワンストップ特例制度の申請により、所得税の減額分も含めて、住民税で合わせて減額されることとなります。

ただし、5自治体を超える寄付や医療費控除などにより確定申告をする場合には、申請したワンストップ特例制度は無効になります。この場合には、確定申告で所得税が減額され、その後、住民税が減額されることとなります。

税務に関するご質問をお受けしております。お気軽にお問い合わせ下さい。

1月の税務スケジュール

10日	○ 12月分の源泉所得税の納付
31日	○ 11月決算法人の確定申告 ○ 1年5月決算法人の中間申告（予定申告） ○ 1年2月、5月、8月決算法人の消費税中間申告

31日	○ 1月決算法人の消費税各種選択届出書提出
-----	-----------------------